

ふくしま産業復興企業立地補助の主な審査内容について

(1) 主な審査内容

① 補助対象要件

ア 補助事業の目的に合致しており、かつ要件を満たしていること。

(業種、投資額・雇用計画人員、再生可能エネルギーへの事業費の1%以上の投資)

イ 増設については、投資により機械設備が増加する等、現行事業内容より増加していること。(補助対象経費は増加分に相当する経費となります。)

ウ 補助対象外経費が含まれていないこと。(賃借料、リース費用など)

② 事業内容

ア 補助事業者としての適格性

- ・事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有していること。
- ・応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有していること。

イ 事業計画の適切性

- ・資金計画に無理がないこと。(売り上げを大きく上回る投資額、金融機関からの過大な借り入れ等)
- ・積算過大ではないこと。(必要以上の用地面積、土地購入額、現在の従業員数を大きく超える雇用計画等)
- ・事業の継続性が見込めること。(今後の販売継続が十分に見込めること、短期間での県外・国外移転の可能性が無いこと等)

ウ 新規地元雇用の増加が確実に見込め、その後維持されること。

エ 地域経済への波及と地域振興への貢献が期待されること。

オ その他(財務要素や総投資額に占める県内調達予定額(注))

(注) 本県の産業復興に資するため、県内に工場を持つ企業からの、一定量(総投資額の10%以上、かつ1者以上)の見積書の徴収と調達を御検討ください。

県内に工場を持つ企業からの調達を予定している場合には、審査時に評価を行います。

また、発注(調達)は、補助対象企業としての指定後(又は事前着手承認後)に行うことが必要になりますので、必ずしも申請書に記載された調達予定企業からの調達を強制するものではありません。

なお、実際の発注(調達)に際しては、2者以上からの見積書徴収を行い、価格比較を行ったうえで行うことが必要となります。

(2) その他

本制度では、申請書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から申請者の了解なしには申請の内容等の公表は行いません。

ただし、指定したときには、企業名、立地場所、計画概要を公表します。